上 屋 消 防 設 備 等 補 修 工 事

図　　面　　リ　　ス　　ト

番号	図　面　名　称	縮尺	番号	図　面　名　称	縮尺
2/18	設備工事特記仕様書(1/2)	NS	15/18	３Ｄ上屋 平面図	1/300
3/18	設備工事特記仕様書(2/2)	NS	16/18	鉄鋼上屋（千歳７号荷捌地） 平面図	1/200
4/18	位置図	NS	17/18	霞２７事務所 ２階平面図	1/100
5/18	Ｂ上屋　平面図	1/200	18/18	Ｋ１上屋 平面図	1/500
6/18	Ｆ上屋（千歳庁舎） １階平面図	1/250			
7/18	Ｆ上屋（千歳庁舎） ２階平面図	1/250			
8/18	Ｇ上屋 平面図	1/200			
9/18	２Ａ上屋 １階平面図	1/300			
10/18	２Ｂ上屋 １階平面図	1/300			
11/18	２Ｄ上屋 平面図	1/300			
12/18	２Ｅ上屋 平面図	1/300			
13/18	２Ｆ上屋 平面図	1/300			
14/18	３Ｃ上屋 平面図	1/400			

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事	縮尺	1/**	図面番号	１／１８
図面名	図面リスト	会社名			
作成年月日	平成２４年１１月	事業者名	四日市港管理組合		

設備工事特記仕様書

1　工事名称　　上屋消防設備等補修工事

2　工事場所　　三重県四日市市千歳町　地内　　11棟
三重県四日市市高砂町　地先　　1棟
三重県四日市市霞　地内　　2棟
三重県四日市市富田浜元町　地先　　1棟
三重県四日市市富双二丁目　地先　　1棟
三重県四日市市天ヶ須賀一丁目8番地　地先　2棟

3　建築概要　　倉庫他　計 18棟
消施令の適用　14項他

4　施工基準　　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による
■ 三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）
■ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編）平成22年版」
「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編）平成22年版」
「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編・電気設備工事編）平成22年版」
「機械設備工事監理指針平成22年版」「電気設備工事監理指針平成22年版」
■ 国土交通省国土技術政策総合研究所監修
「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」
■ 電気設備に関する技術を定める省令（電気設備技術基準）

5　一般事項

工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施行することで将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施行であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。
他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施行を行うこと。

(1) 提出図書
■　工事書類　：　・施工計画書　・打合記録　・使用材料調書、材料確認・検査調書
各１部ずつ　（・施工要領書）　・工程表　・安全・訓練実施記録
・機器明細図　・工事日報　・品質確認書類
・工事写真　・段階確認書　・工事履行状況報告書
■　工事完成図書：　・完成図（竣工図、施工図）
・機器完成図（ファイル等1部）
・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）　1部
・機器性能試験成績書　1部
・総合調整測定表（試験結果・測定結果等）　1部
・官公署届出書類控、検査済証　1部
・出来形確認書類　1部
※　竣工図・施工図はＣＡＤにより作成すること。
※　工事書類は、四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル(案)」に基づき、電子納品すること。
工事書類1部　完成図書2部　工事写真1部
※　建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。

(2) 機器及び材料等
工事に使用する機器及び材料等については、予め使用材料調書、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。
尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。
又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。

(3) 官公署等への届出手続
工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、請負者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。
・ 消火器の設置届については、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合、届出を行うこと。
・ 防火対象物使用開始届については、書類の作成（機械設備図面の用意及び機械設備に関する部分の記述）を行うこと。

(4) 品質管理
工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

(5) 出来形管理
以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
1)　各種機器据付
・　耐震強度（設計標準震度・アンカー種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
・　基礎寸法　・　水平、垂直等
2)　配管・ダクト工事
・　支持間隔　・　触れ止め支持間隔
3)　屋外排水工事
・　排水勾配　・　枡の深さ
4)　水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ

(6) 製品確認
発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をものとする。
□　適用する　　■　適用しない

(7) 耐震安全性の分類
構造体（　）類　建築非構造部材（　）類　建築設備（　）類

(8) 機器の地震力（主要機器）
機器名
設置階　（　　）　設計標準震度Ks（　　）地域係数　(1.0)
水槽類
設置階　（　　）　設計標準震度Ks（　　）地域係数　(1.0)
設置階
その他監督員が指示するもの

(9) 発生材の処理等
・ 引渡しを要するもの　（　　）
上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
・ 特別管理産業廃棄物　（　　）
処理方法　（　　）
・ 残土処分は自由処分とする。
・ 再資源化を図るもの　■ アスファルトコンクリート塊　□ セメントコンクリート塊
□ 建設発生木材
・ 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
・ 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告する。（ﾏﾆﾌｪｽﾄA、B2、D票を提示し、E票は写しを提出すること。）

(10) 電気保安技術者
□　適用する　　■　適用しない

(11) 施行条件
監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。
1)　施行可能日　　□ 一部に土、日曜日、祝祭日施行あり　　■ 指定なし
（鉄鋼上屋における給水工事のみ、荷役業者と工程調整が必要）
2)　施行可能時間帯□ 指定なし　■ 指定あり（本工事は、荷役業者が荷役を行いながらでの施工となるため、荷役業者と工程調整を十分に行うこと）

(12) 概成工期
建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了している。
■指定なし　□ 指定あり　（ 平成　　年　　月　　日 ）

(13) 仮設工事　　構内既存の施設
1)　便所　　□ 利用できる　　■ 利用できない
2)　工事用水　　□ 利用できる（有償）□ 利用できる（無償）■ 利用できない
3)　工事用電力　□ 利用できる（有償）□ 利用できる（無償）■ 利用できない
※　本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。

(14) 足場
設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

(15) 建築材料等
本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿及び別記記載の資材及び見積メーカー（参考）又はこれらと同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。

(16) 建設副産物
新築増築の延べ面積が500㎡以上の工事、及び修繕または模様替えは請負額１億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬入がある場合、請負者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施行計画書に綴じ込んで監督員に提出する。
また、工事変更・工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。
計画書及び実施書の提出とともにＪＡＣＩＣが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せておこなう。

(17) 三重県産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

(18) 事故の発生時
工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。
なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

(19) 既設との取合い・養生
本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。
また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にならい復旧すること。

(20) 県内企業優先使用
本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

(21) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間
1)　現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
2)　検査終了後の期間
検査完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

(22) 工事保険等
1)　建設業退職金共済に加入（請負代金500万円以上の工事）
・建退共制度の発注者用掛金収納書を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。
・当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。
・未加入下請業者に対して加入を指導する。
2)　建設労災補償共済に加入
・建設労災補償制度への加入証明書等を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。
3)　火災保険、組立保険、賠償責任保険、その他の保険に加入する。

(23) その他
1)　使用機械
低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
2)　測定機器の校正記録
工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。
測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。

6. 工事種目
■　(1)　屋内・屋外消火栓設備工事
■　(2)　スプリンクラー消火設備工事
■　(3)　消火器設備工事
■　(4)　給水工事
■　(5)　自動火災報知設備工事
■　(6)　誘導灯・警報設備工事

7. 工事概要
設備工事特記仕様書(2/2)に記載

8. 工事細目
(1) 配管材料

■　給水管	■　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K116 （一般：SGP-VA、VB　地中　：SGP-VD） □　フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 011 （一般：SGP-FVA、FVB　地中　：SGP-FVD） □　水道用硬質塩化ビニル管　JIS K 6742 （一般・地中　：HIVP） ■　水道用ポリエチレン管　JWWA K 114（地中：PE） ※　地中埋設管VD は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。 ※　継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※　給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合（工場加工）とする。
□　雑排水管	□　配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452（SGP-白） ※　継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、ＭＤ継ぎ手を使用（地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） □　土間：　硬質塩化ビニル管　JIS K 6741（VP） □　土間：　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 AS-62（RS-VU） □　土間：　建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管 AS-59（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□　消火管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP-白） □　消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（白）WSP041（SGP-VS） ※　地中埋設管VS は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。

※　弁類　　揚水ポンプまわり、消火ポンプまわり、水道直圧部　は　10kgf/cm2　とし、それ以外は、　5kgf/cm²　とする。
塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又は、ライニング弁を使用すること。

※　横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下	―	2m 以下
	125A以上	―	3m以下
ビニル管	80A以下	―	1m 以下
耐火二層管	100A以上	―	2m以下
銅管			
鉛管	1.5m以下		
鋳鉄管	直管及び異形管各1本につき１ヶ所		

※　横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管	-	65A～100A	125A～
鋳鉄管			
ビニル管	25A～40A	50A～100A	125A～
耐火二層管			
銅管			

(2) 保温塗装工事
1）　材料

■　グラスウール保温材（屋内一般等）		保温筒　JIS A 9504 2号　40K 保温板、保温帯　JIS A 9504 2号　40K	
□　給水管	□　排水管	□　給湯管	□　温水管
□　蒸気管	□ 冷水・冷温水管	□　冷媒管	□
（屋外等）			
■　給水管	□　温水管	□　蒸気管	□　冷媒管

□　ロックウール保温材（防火区画貫通部等）		保温板、保温帯、ブランケット 1号JIS A 9504	
□　給水管	□　排水管	□　給湯管	□　温水管
□　蒸気管	□冷水・冷温水管	□　冷媒管	□　ブライン管
□　消火管	□	□	□

■　ポリスチレンフォーム保温材（屋内一般等）		保温筒　JIS A 9511 3号 保温板　JIS A 9511 3号	
□　給水管	□　排水管	□冷水・冷温水管	□　冷水管(2～4℃)
□　ブライン管	□	□	□
（屋外等）			
□　給水管	□　排水管	□ 給湯管(70℃以下)	□冷水・冷温水管
□　ブライン管	■　消火管	□	□

2)　配管保温厚

・ グラスウール、ロックウール

保温厚　(mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン 給湯・温水・消火管	～80A	100～150A	-	200A～	-
蒸気管	～25A	-	32～50A	65A～	-
冷水・冷温水	-	-	～25A	32～200A	250A～
冷媒・膨張管					

・ ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A～	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	～25A	32～200A	250A～	-
冷水管（冷水温度2～4℃）	-	-	～20A	25A～100A	125A～	-
ブライン管	-	-	-	～25A	32～80A	100A～

給排水衛生設備配管の保温仕様

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・ＰＳ内	アルミガラスク化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		
床下・暗渠ピット内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※　1)　排水管については、上表床下・暗渠ピット内の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※　2)　消火管の保温は屋外露出部分に限る。

9. 共通事項
○ 機械設備工事
1)　配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にする。
2)　系統が分かるように、必要箇所（機械室、ＰＳ内等）に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行う。
3)　機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行う。
4)　屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
5)　機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮する。
6)　屋外埋設管（給水、消火、ガス）には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設標を施工する。
7)　冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行う。
8)　地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずるものとする。
・ 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
・ 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
・ 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
・ 呼び径100A以下はM10、125A～250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
9)　屋外露出及び多湿箇所（トレンチピット等）の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとする。

○ 電気設備工事
10)　塗装
指定色で２回塗りとする。
金属管、２種金属線び、吊りボルト、支持具等鋼板製（ＳＵＳ、溶融亜鉛メッキ、樹脂製は除く）は原則として塗装を施すこと。
11)　行先表示等
分電盤、端子盤、制御盤、プルボックス、ハンドホール内の電線ケーブル類にはケーブルサイズ及び行先の表示を施すこと。
12)　保護キャップ等
レースウェイ等のダクタークリップが、人が容易に近づける場所、高さ（おおよそ２ｍ以下）にある場合は保護キャップを取り付けること。
13)　溜水対策
プルボックス等水が溜まるおそれのある場合は水抜き孔を設けること。

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事	縮尺	1/**	図面番号	２／１８
図面名	設備工事特記仕様書(1/2)	会社名			
作成年月日	平成２４年１１月	事業者名	四日市港管理組合		

10. 指定資材及び参考見積りメーカー

○ 機械設備工事

分類	資材名		規格・メーカー等 （アイウエオ順）
管	塩ビライニング鋼管		「水」マーク表示品　WSP規格品
	配管用炭素鋼鋼管		JISマーク表示品
	塩化ビニル管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	リサイクル塩化ビニル管		塩化ビニル管・継手協会規格品
	鉛管		SHASE-S表示品
	鋼管	冷媒用	㈱イノアックコーポレーション　㈱コベルコマテリアル鋼管 住友軽金属工業㈱　因幡電機産業㈱　または同等品以上
	排水用鋳鉄管		JISマーク表示品
	ダクタイル鋳鉄管	水道用	「水」マーク表示品
	ステンレス鋼管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	耐火二層管		国土交通大臣認定品
継手	ライニング鋼管継手	管端防食	JPF規格品
		フランジ	WSP規格品
	鋼管継手	外面含む	JISマーク表示品
	ビニル管継手		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	鋼管継手	冷媒用	㈱イノアックコーポレーション 東洋フィッティング㈱ 因幡電機産業㈱　または同等品以上
	ステンレス鋼管継手		JISマーク表示品　SAS規格品
	耐火二層管継手		国土交通大臣認定品
	伸縮管継手（ベローズ形、スリーブ形）		設備機材等評価名簿による
	可とう継手		トーフレ㈱　東洋バルヴ㈱　日立金属㈱　㈱ベン ㈱ヨシタケ　または同等品以上
弁	青銅弁・鋳鉄弁		JISマーク表示品
	減圧弁・温度調整弁		設備機材等評価名簿による
	その他弁類		㈱キッツ　東洋バルブ㈱　日立金属㈱　㈱ベン ㈱ヨシタケ　または同等品以上
保温材	グラスウール保温材 ロックウール保温材 ポリスチレンフォーム保温材		JISマーク表示品
ポンプ類	横型遠心ポンプ 水中モーターポンプ （汚水用、雑排水用、汚物用） 立形遠心ポンプ		設備機材等評価名簿による。
電動機	電動機		ｼﾝﾌｫﾆｱﾃｸﾉﾛｼﾞｰ㈱　㈱東芝　㈱日立製作所 富士電機㈱　パナソニック㈱　三菱電機㈱ ㈱明電舎　または同等品以上
消火装置	消火栓類		㈱立売堀製作所　㈱北浦製作所 ㈱村上製作所　㈱横井製作所　または同等品以上
	消火栓ホース		日本消防検定協会の合格表示品
	スプリンクラー消火システム 不活性ガス消火システム 泡消火システム		設備機材等評価名簿による。
	特殊ガス消火		エア・ウォーター㈱　セコム㈱ 日信防災㈱　ニッタン㈱　能美防災㈱　または同等品以上

【注記】 ① JISマーク、水マーク（JWWA:日本水道協会規格）、WSP(日本水道鋼管協会規格）、SHASE-S(空気調和・衛生工学会規格）、JPF(日本金属継手協会規格）SAS(ステンレス協会規格）の番号については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。

② JISマーク表示品と指定された資材は、工業標準化法施工規則に基づき、製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示のあるものとする。

③ 評価事業名簿とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿（平成22年版）をいう。但し、評価事業名簿による場合、「納入地区及びアフターサービス地区」に中部地区が含まれていて、評価の有効期間内にある場合に有効とする。

○ 電気設備工事

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類 （エコ電線・ケーブルを優先使用）	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	ＪＩＳ規格適合品 ＪＣＳ（日本電線工業会規格）規格適合品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	登録認定機関（(社)電線総合技術センター）または指定認定機関（(社)日本電線工業会（耐火・耐熱電線認定業務委員会））により認定または評定されたもの (社)日本電線工業会により自主認定（評定）されたもの
	圧着端子 裸圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ規格適合品
電線保護物類	金属管、ＶＥ，ＰＦ，ＨＩＶＥ，ＦＥＰ，ＣＤ合成樹脂可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ規格適合品 ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ規格適合品 ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 （省エネ型を優先使用）		ＪＩＳ規格適合品 (社)日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品 ＊メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証を受けたもの (社)日本照明器具工業会の自主認定を受け、JIL5501の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		登録認定機関（(社)日本電気協会（ＪＥＡ誘導灯認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		ＪＩＳ規格適合品 (社)日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品
	安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	ＪＩＳ規格適合品 ＊メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		上記以外のもの	ＪＩＳ規格適合品 (社)日本電球工業会規格（ＪＥＬ）適合品
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		登録検定機関（日本消防検定協会）の検定を受け、検査合格証票が貼付されたもの

工事概要

建物名	屋内・屋外消火栓設備(機械設備)	数量	スプリンクラー設備(機械設備)	数量	消火器設備(機械設備)	数量	給水設備(機械設備)	数量	自動火災報知設備(電気設備)	数量	誘導灯・警報設備(電気設備)	数量
Ｂ上屋			・フレキシブルジョイント取替え	1個							・予備電池(警報盤用)取替え	1個
			(B,C上屋兼用)								(B,C,D,E上屋兼用)	
Ｆ上屋 (千歳庁舎)	・消火栓ホース取替え	4本										
	・消火栓ノズル取替え	4本										
Ｇ上屋									・総合盤取替え	4個		
２Ａ上屋	・消火栓ホース取替え	2本										
２Ｂ上屋	・消火栓ホース取替え	1本	・圧力計(圧力タンク用)取替え	1個					・予備電池(受信機用)取替え	1個		
			(2A,2B上屋兼用)						(2A,2B,2D,2E,2F上屋兼用)			
２Ｄ上屋	・消火栓ホース取替え	4本							・感知器取替え	3個		
									・電鈴取替え	3個		
２Ｅ上屋	・消火栓ノズル取替え	3本							・感知器取替え	7個		
２Ｆ上屋	・消火栓ホース取替え	2本							・表示灯取替え	1個		
	・消火栓ノズル取替え	1本							・感知器取替え	7個		
３Ｃ上屋	・消火栓ホース取替え	1本							・感知器取替え	15個		
									・電鈴取替え	6個		
									・発信機取替え	11個		
３Ｄ上屋	・連成計(消化ポンプ用)取替え	1個									・予備電池(誘導灯用)取替え	1個
鉄鋼上屋							・給水管敷設	1式				
霞２７事務所											・誘導灯取替え	1個
Ｋ１上屋	・消火栓ホース取替え	1本							・予備電池(受信機用)取替え	1個		
臨港橋					・消火器取替え	3本						
稲葉水門					・消火器取替え	1本						
豊栄排水機場					・消火器取替え	6本						
富洲原水門					・消火器取替え	2本						
住吉水門					・消火器取替え	5本						

11. 県内企業優先使用

本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。

12. 県内生産品優先使用

本工事に使用する建設資材について、規格・品格等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。

また、本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入すること。

13. 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員及び暴力団関係者による不当介入(本工事の受注者に対して行われる契約履行に関する不当要求(応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。)及び妨害(不当な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。)をいう。)を受けた場合の措置について

(1)受注者は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員をいう。)及び暴力団関係者(暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。

(3)受注者は暴力団員及び暴力団関係者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等に被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

14. 消火器仕様

本工事対象の更新物詳細仕様は以下のとおりとする。

1)品名：ABC粉末消火器

2)規格：10型　加圧式　3kg(薬剤)

3)消火器本体に、「四日市港管理組合」及び当方が指定する整理番号（3桁)を表示すること。

4)2011年消火器省令改正対応品で、リサイクルシール付であること。

5)承認型式をうけた国家検定合格品であること

6)日本消火器工業会に加盟しているメーカー製品であること。

7)グリーン購入法による最新の基本方針適合品であること。

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	設備工事特記仕様書(2/2)		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/**	図面番号	３／１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

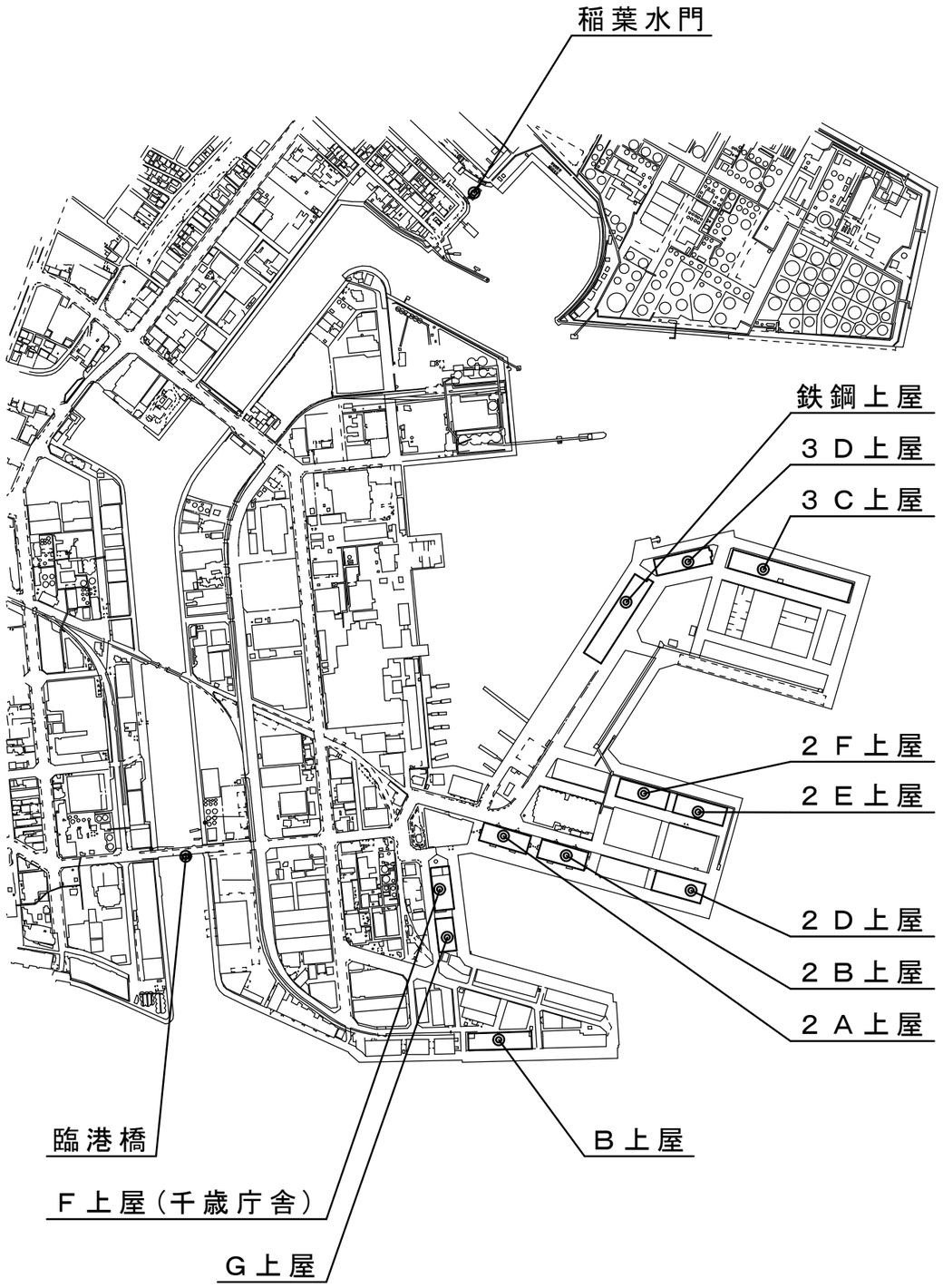

配置図：四日市市千歳町周辺

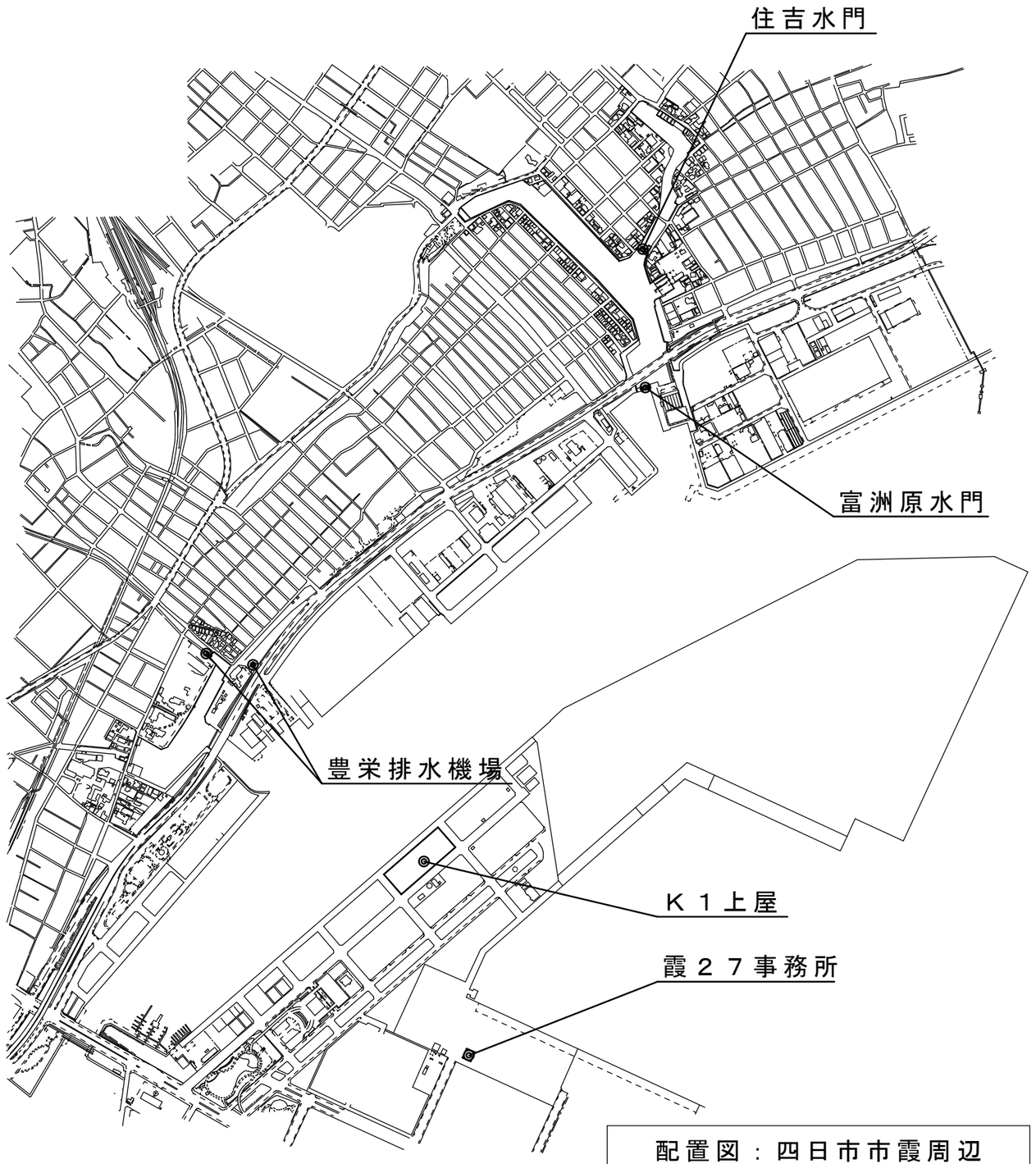

配置図：四日市市霞周辺

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事	縮尺	1/＊＊	図面番号	４/１８
図面名	位置図	会社名			
作成年月日	平成２４年１１月	事業者名	四日市港管理組合		

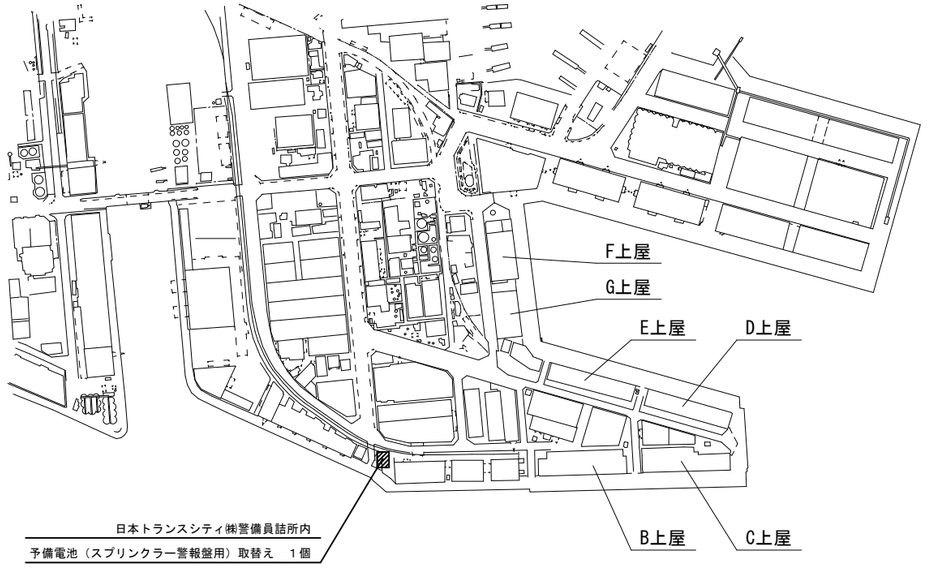

日本トランスシティ㈱警備員詰所内
予備電池（スプリンクラー警報盤用）取替え　１個
B,C,D,E上屋兼用設備
DC24V×1.2Ah/5HR
既設：1995.松下製P-12.F210G2

N

B上屋
倉庫

ポンプ室

消火水槽
鋼板製 4.0×2.0×2.4H

フレキシブルジョイント取替え　１本
B,C上屋兼用設備
A詳細図参照

C上屋
倉庫

,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | ≒ 16,000 | 5,500

10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 1 2

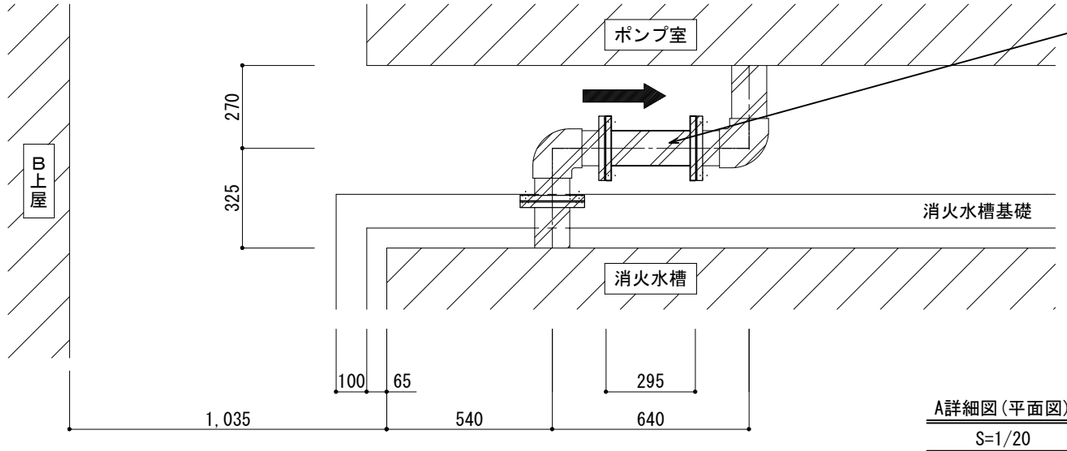

フレキシブルジョイント取替え　１本
両フランジ、ベローズ形
100A×10KF 本体、接液部SUS製

保温取替え　１式
適用範囲：　部
保温仕様
1.保温筒(ポリスチレンフォーム)
2.粘着テープ
3.ポリエチレンフィルム
4.ステンレス鋼板

A詳細図(平面図)
S=1/20

※図中寸法は参考とする。

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	B上屋　平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/200	図面番号	５／１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

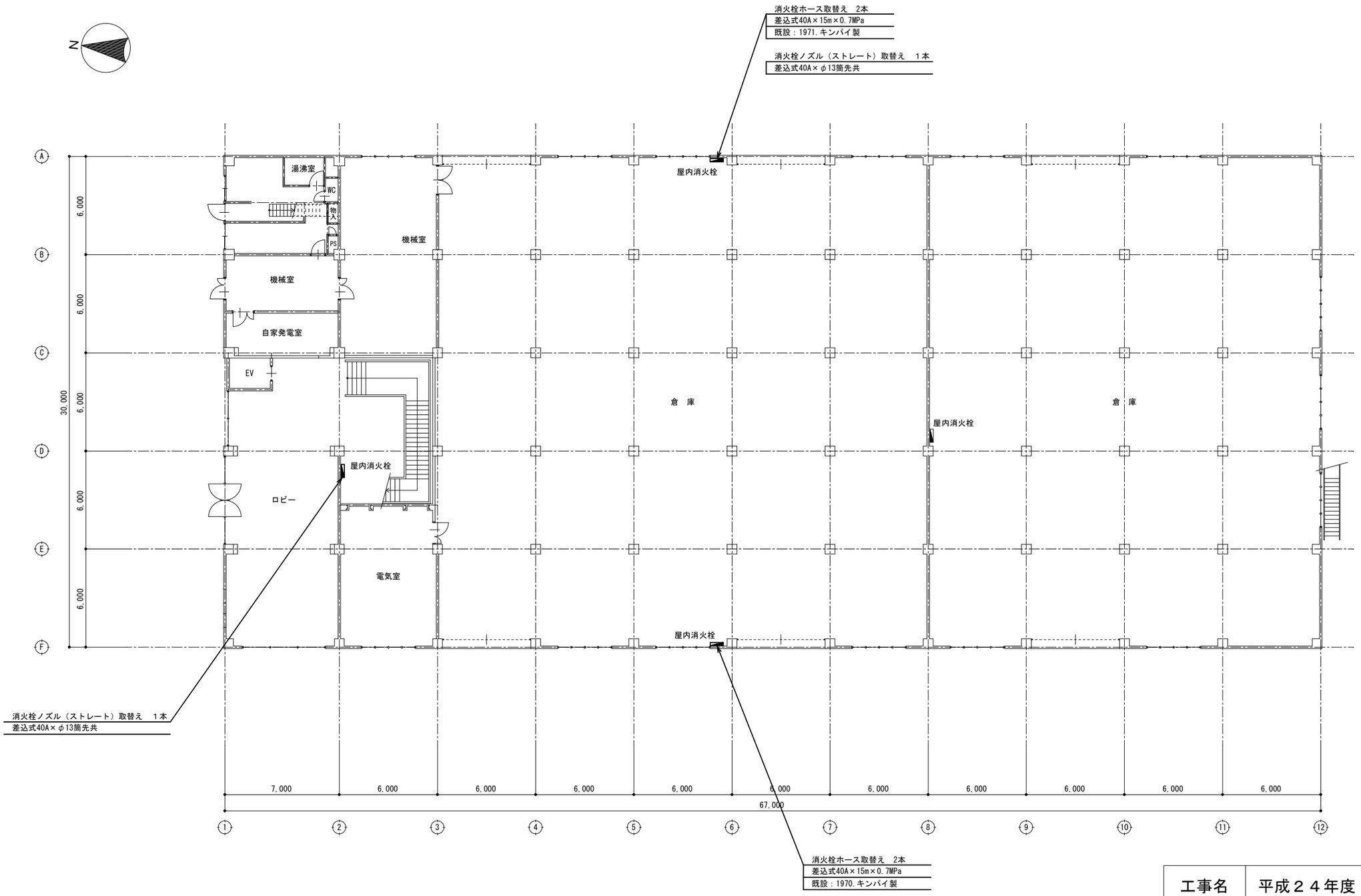

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	F上屋（千歳庁舎）　１階平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/250	図面番号	６／１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

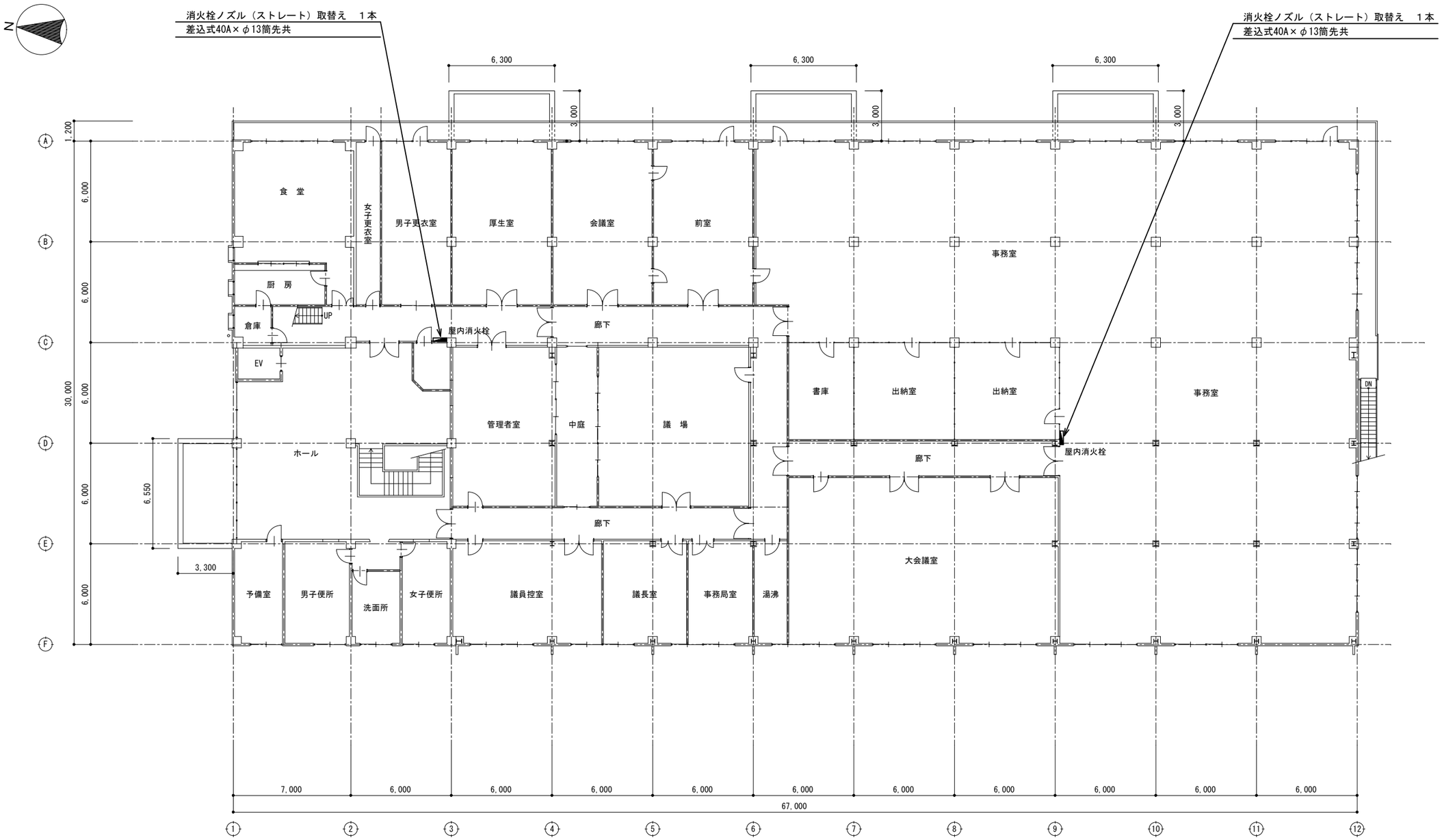

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	F上屋（千歳庁舎）　2階平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/250	図面番号	７／１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

総合盤(付属機器１式含む) 取替え　１個

鋼板製　露出
【付属品構成】
P型2級発信機　１個
表示灯　１個
電鈴　１個
差動式分布型感知器２種　２個

既設寸法：H450×W220×D80

総合盤(付属機器１式含む) 取替え　１個

鋼板製　露出
【付属品構成】
P型2級発信機　１個
表示灯　１個
電鈴　１個
差動式分布型感知器２種　２個

既設寸法：H1000×W280×D120

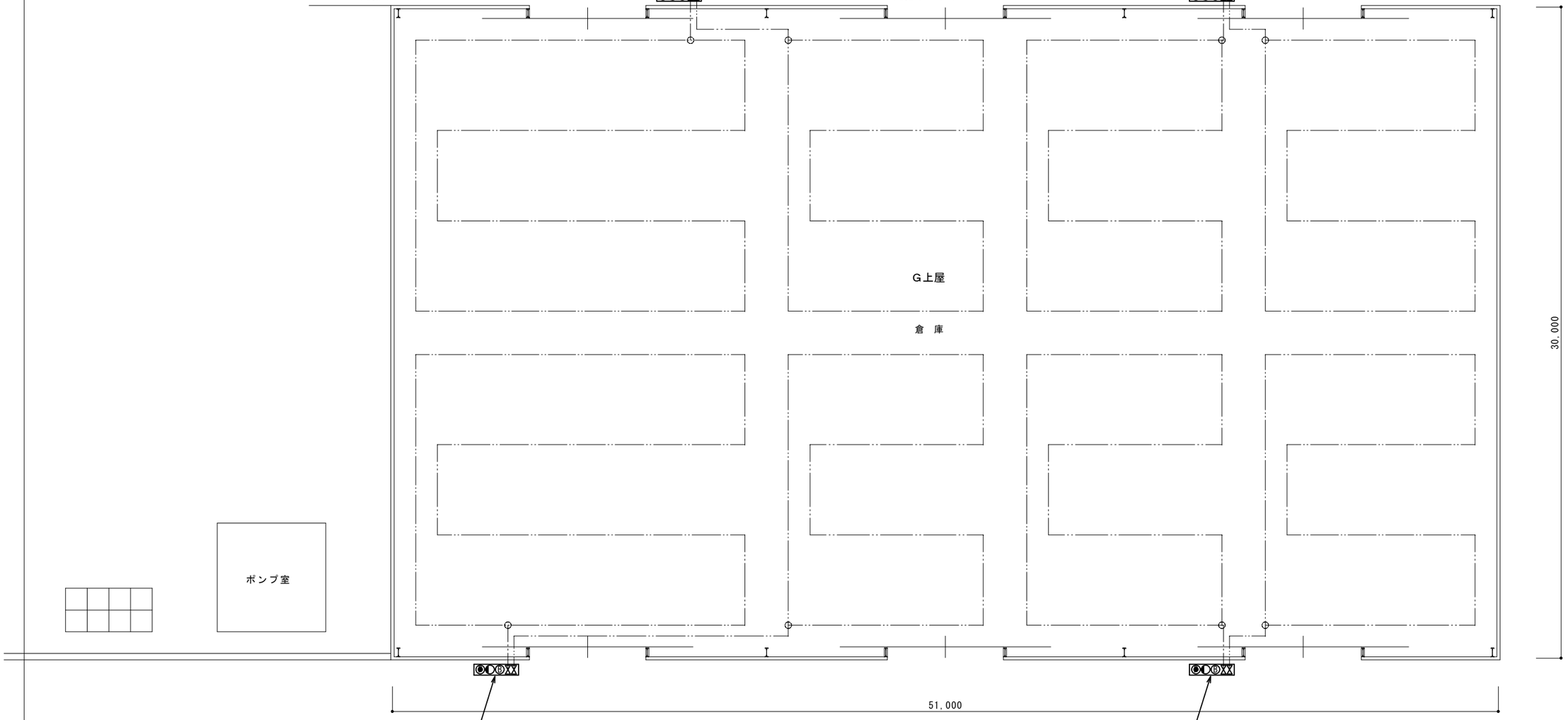

総合盤(付属機器１式含む) 取替え　１個

鋼板製　露出
【付属品構成】
P型2級発信機　１個
表示灯　１個
電鈴　１個
差動式分布型感知器２種　２個

既設寸法：H720×W280×D120

総合盤(付属機器１式含む) 取替え　１個

鋼板製　露出
【付属品構成】
P型2級発信機　１個
表示灯　１個
電鈴　１個
差動式分布型感知器２種　２個

既設寸法：H720×W280×D120

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	G上屋　平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/200	図面番号	８/１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

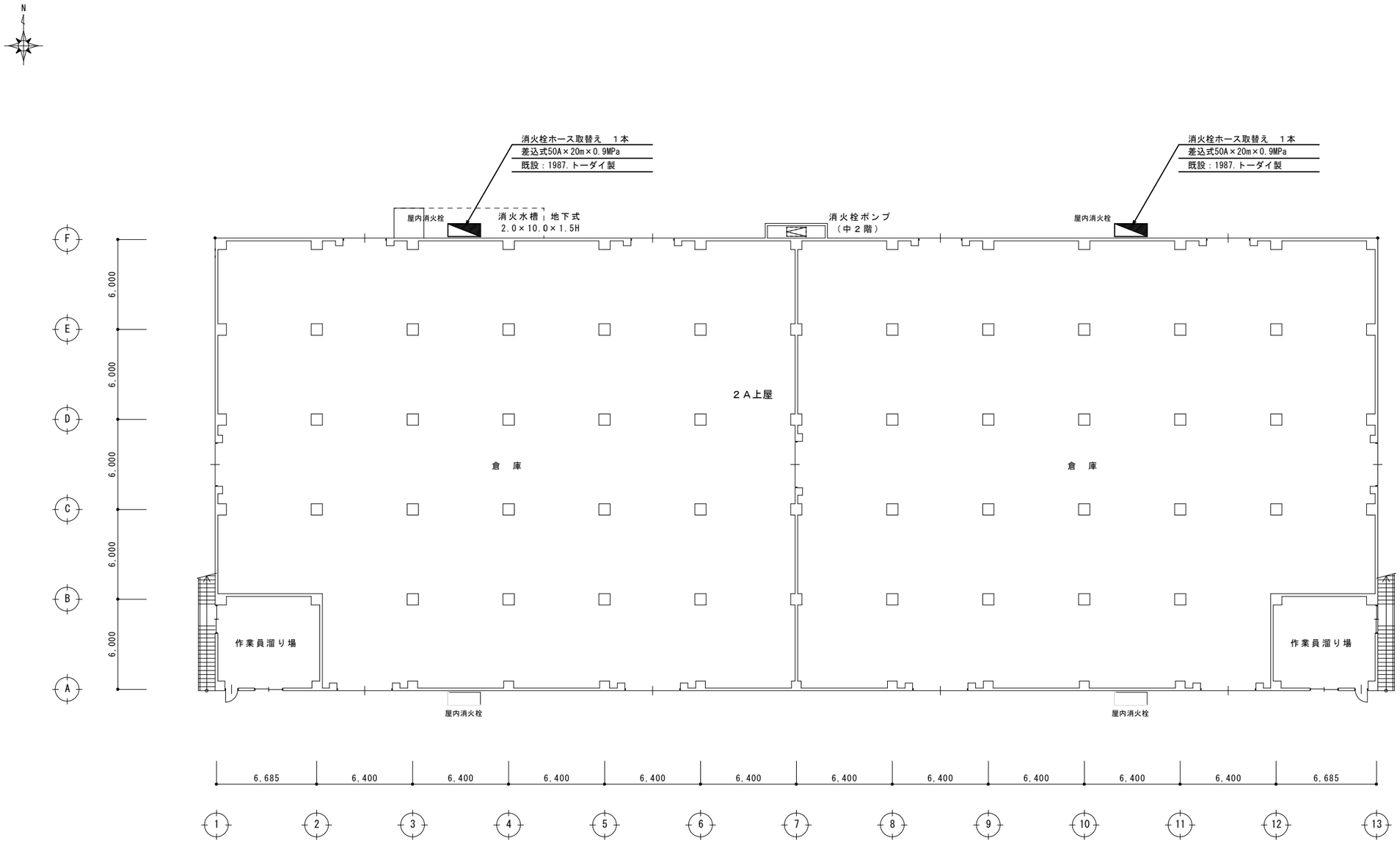

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	２Ａ上屋　１階平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/300	図面番号	９／１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

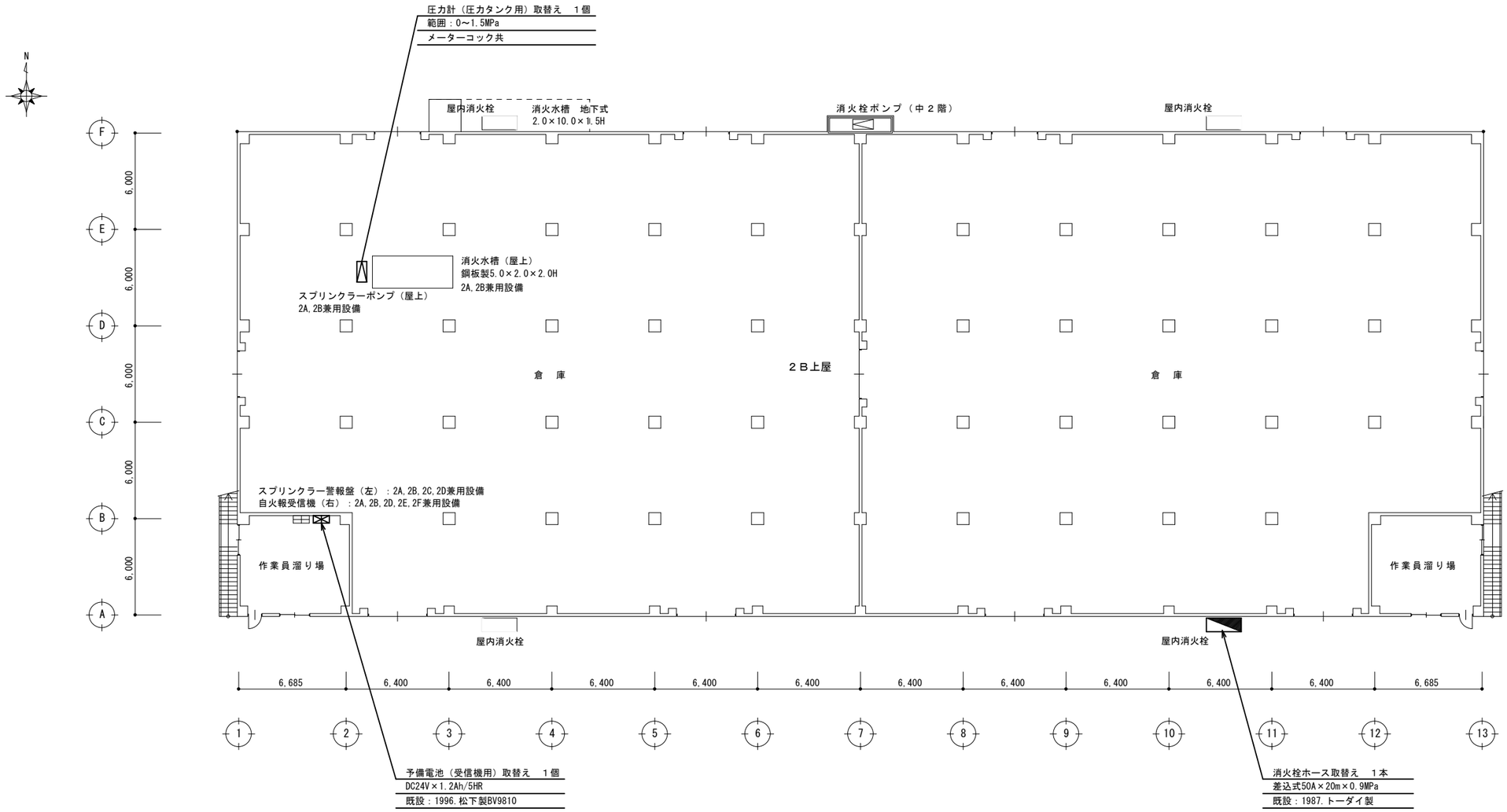

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	２Ｂ上屋　１階平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/300	図面番号	１０／１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

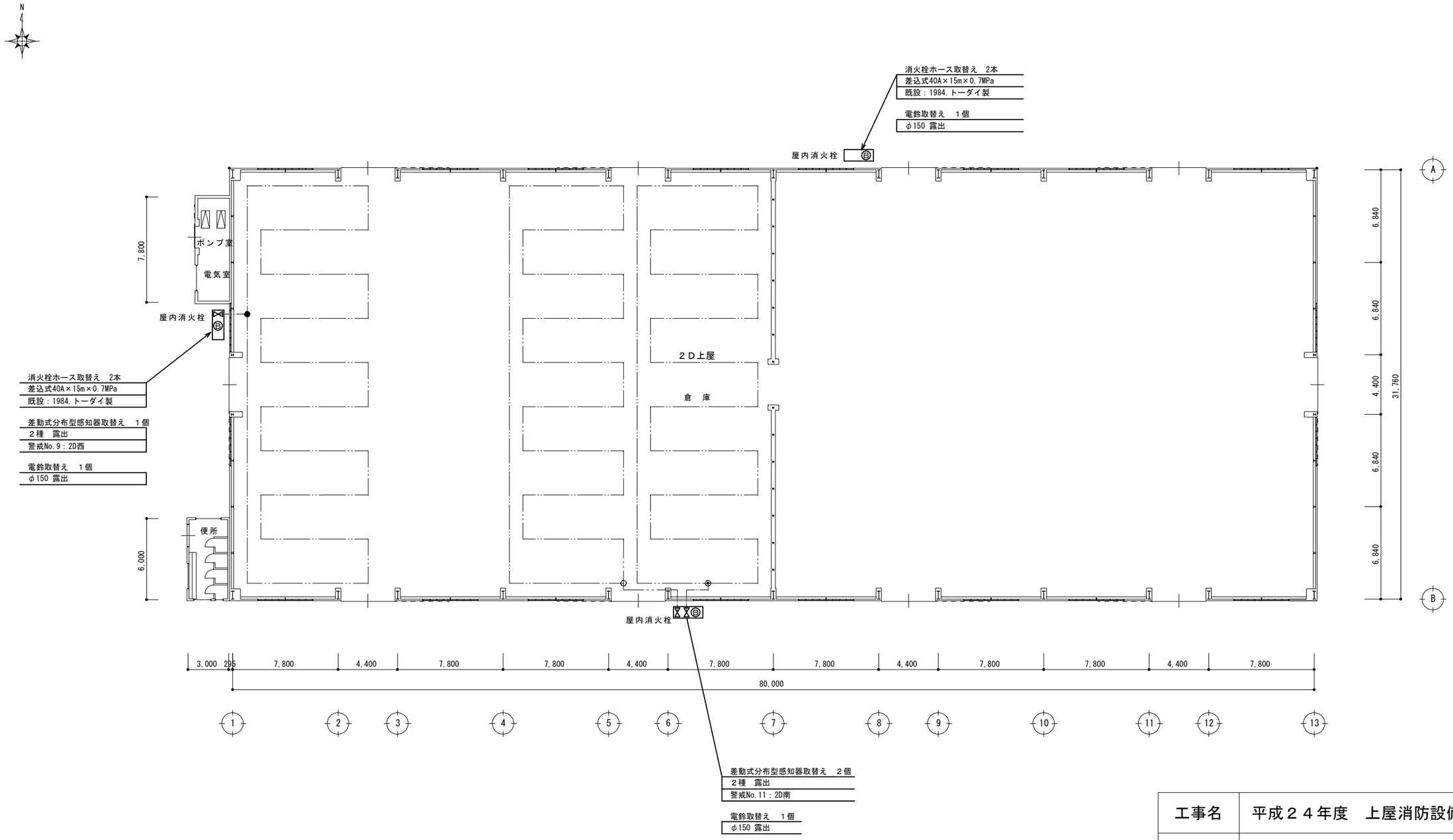

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	２Ｄ上屋　平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/300	図面番号	１１／１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

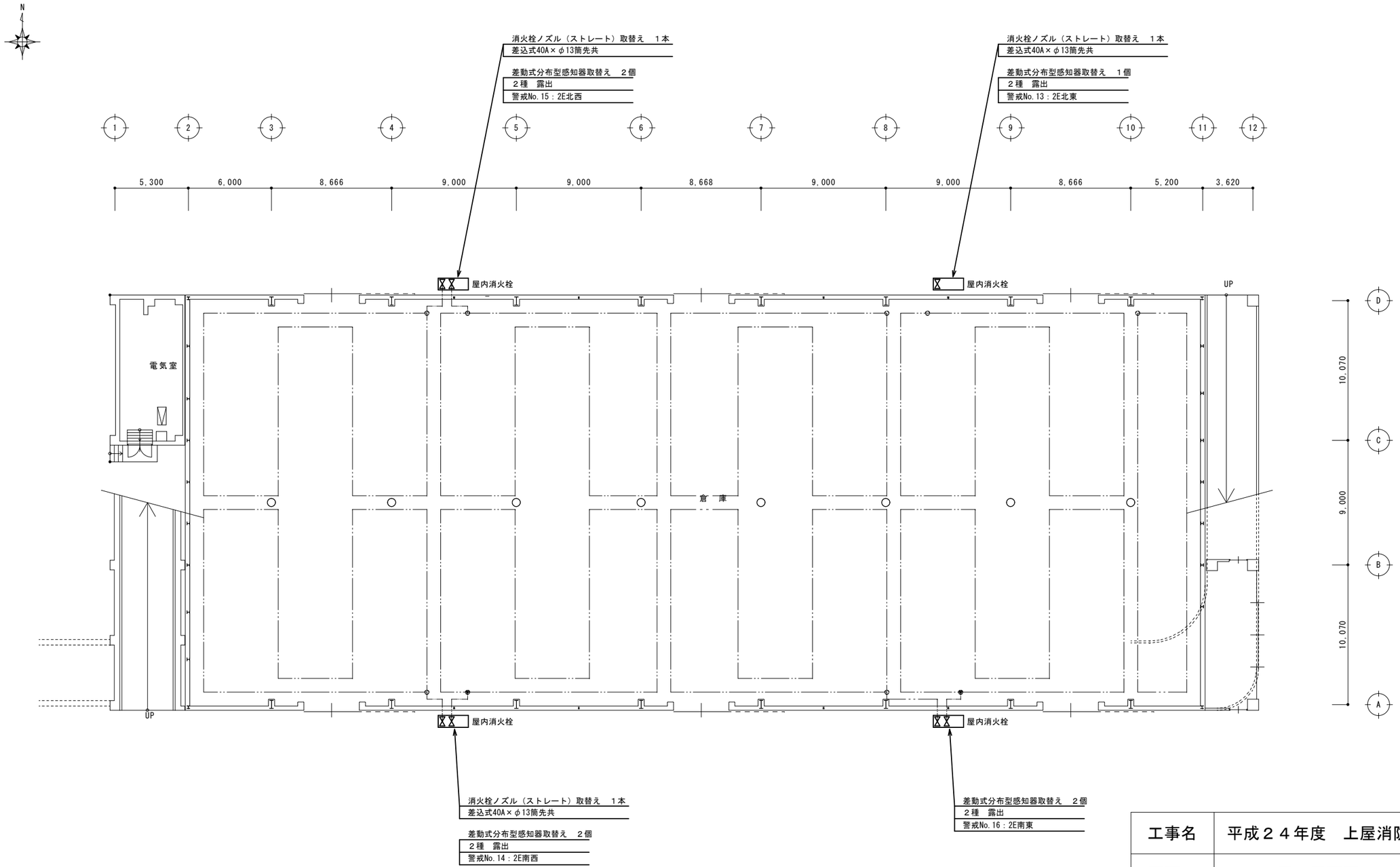

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	２Ｅ上屋　平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/300	図面番号	１２／１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

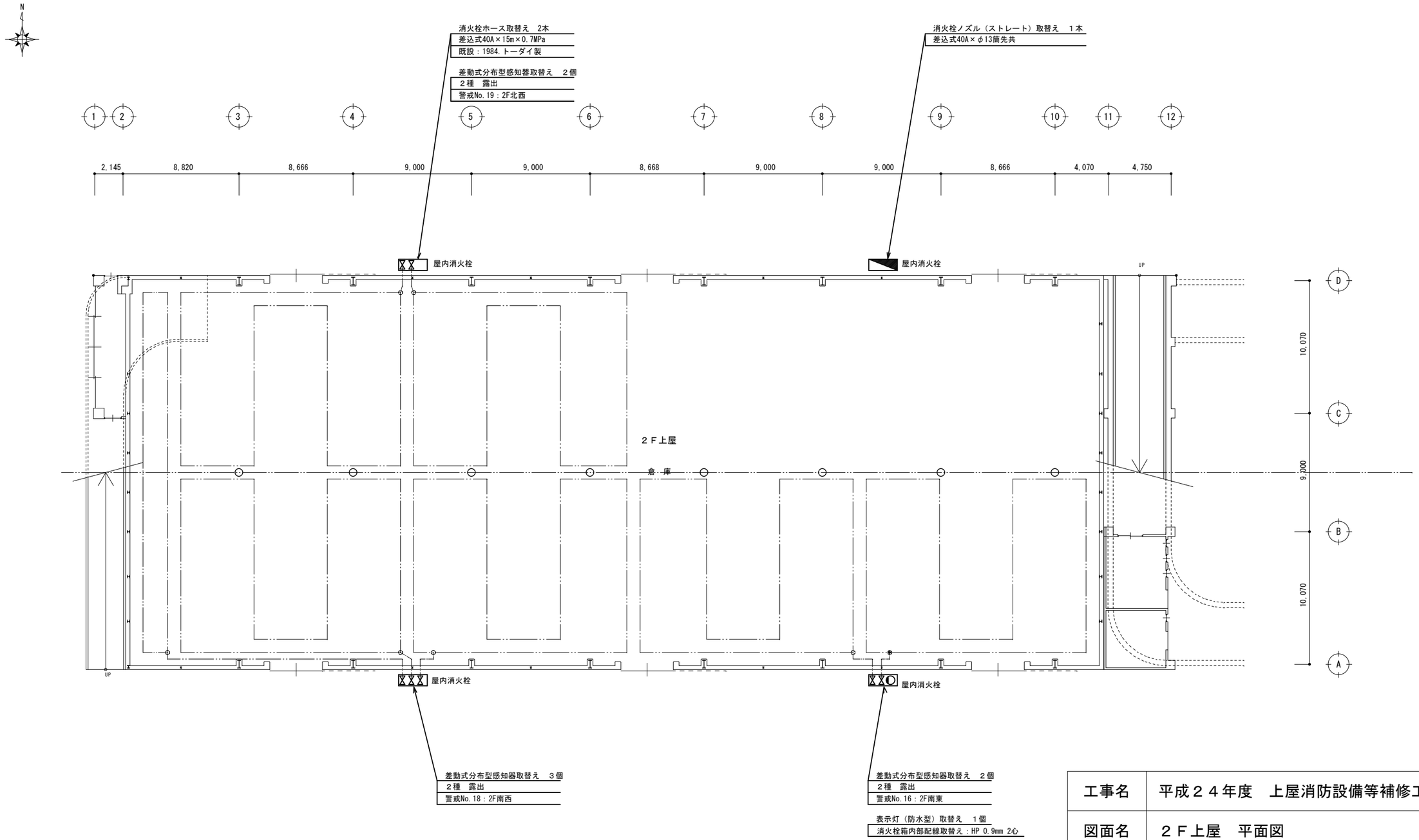

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	２Ｆ上屋　平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/300	図面番号	１３/１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

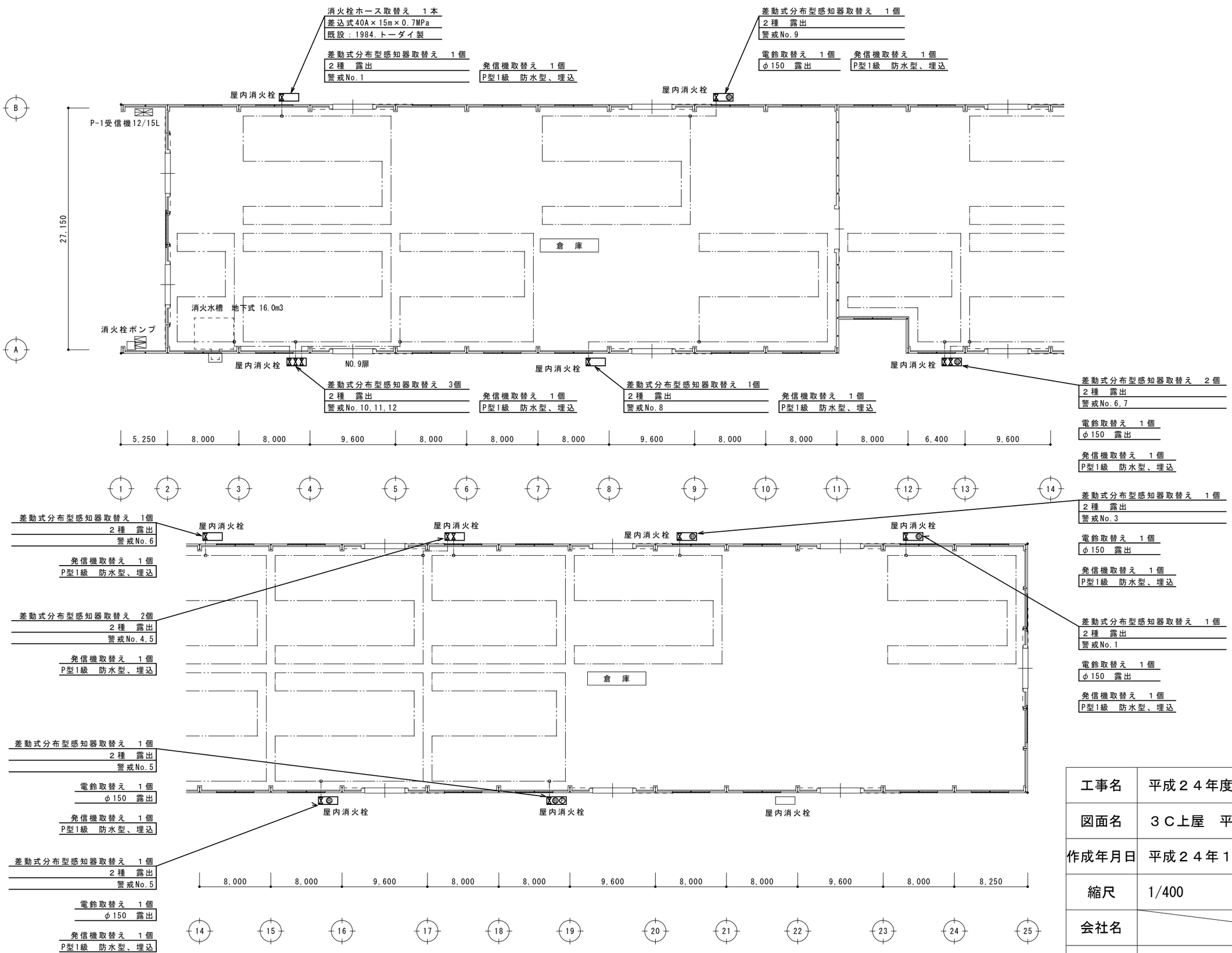

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	３Ｃ上屋　平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/400	図面番号	１４／１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

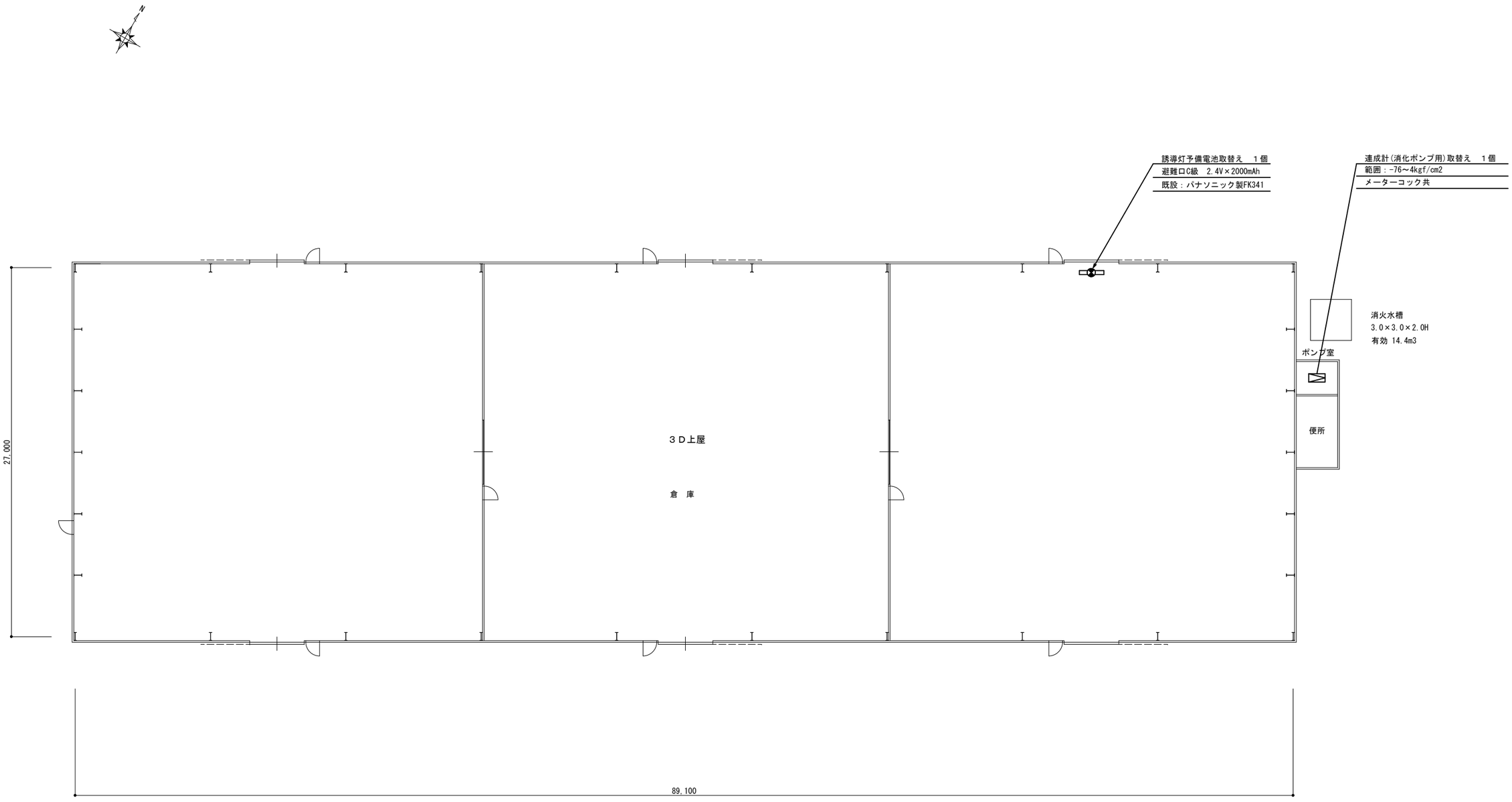

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	３Ｄ上屋　平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/300	図面番号	１５/１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

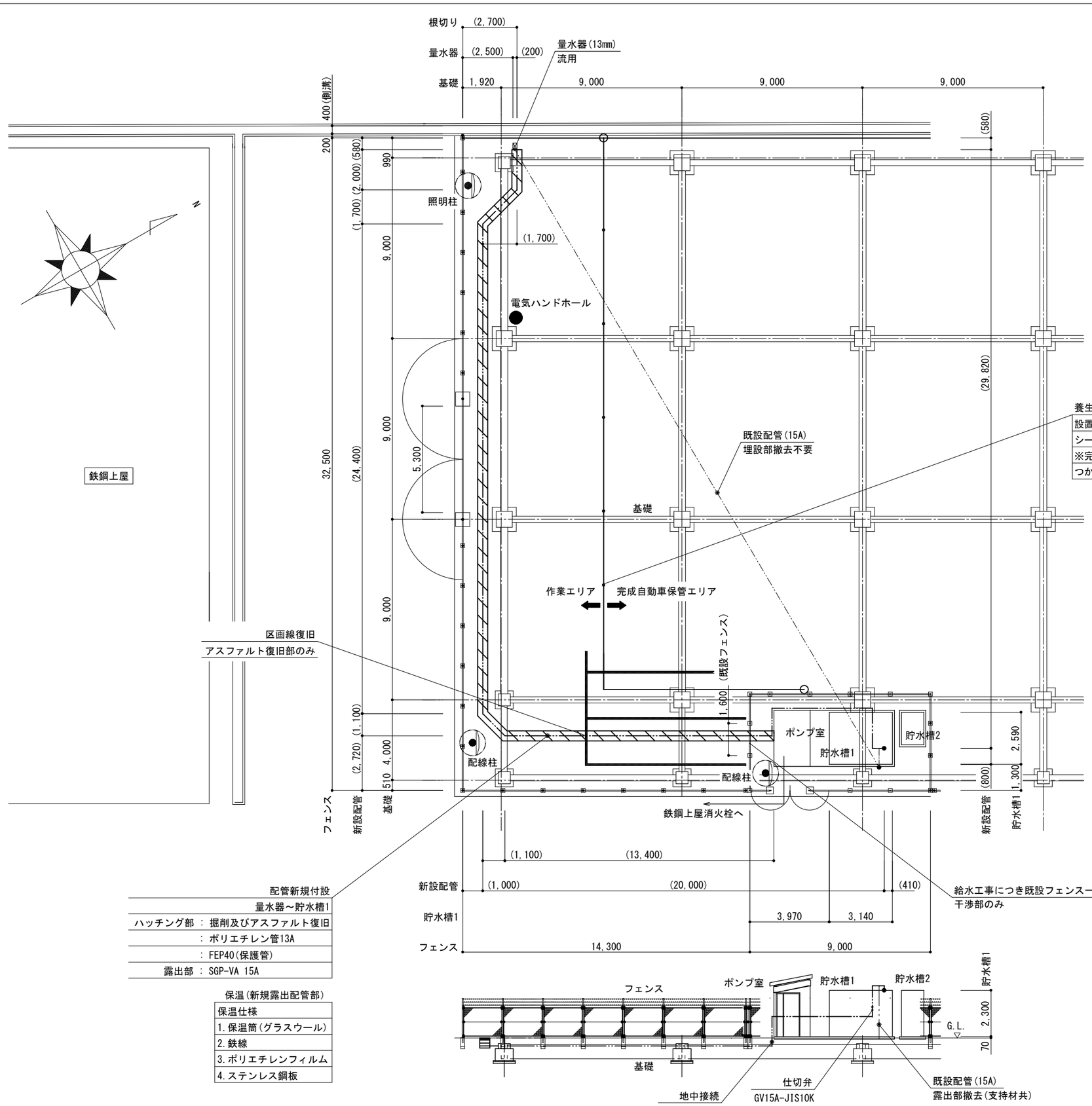

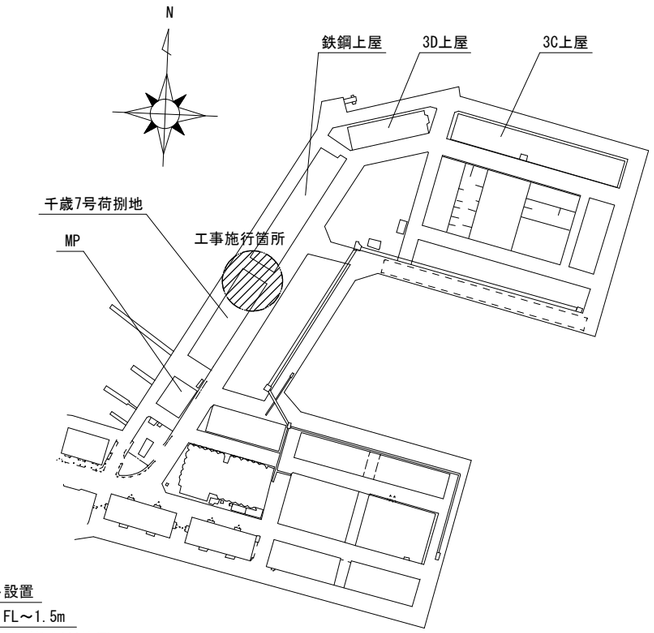

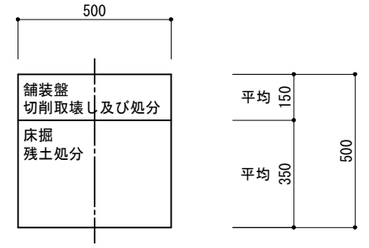

既設路盤断面図
S=1/20

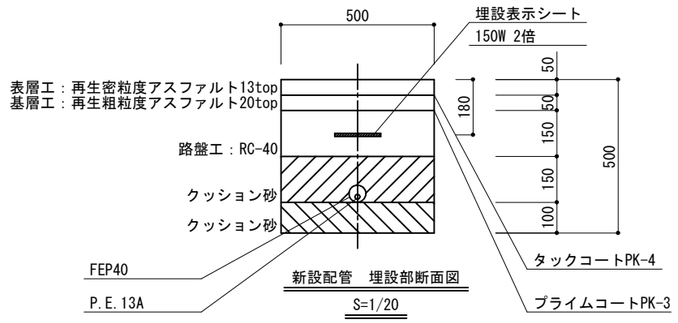

新設配管　埋設部断面図
S=1/20

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	鉄鋼上屋（千歳７号荷捌地）　平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/200	図面番号	１６/１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

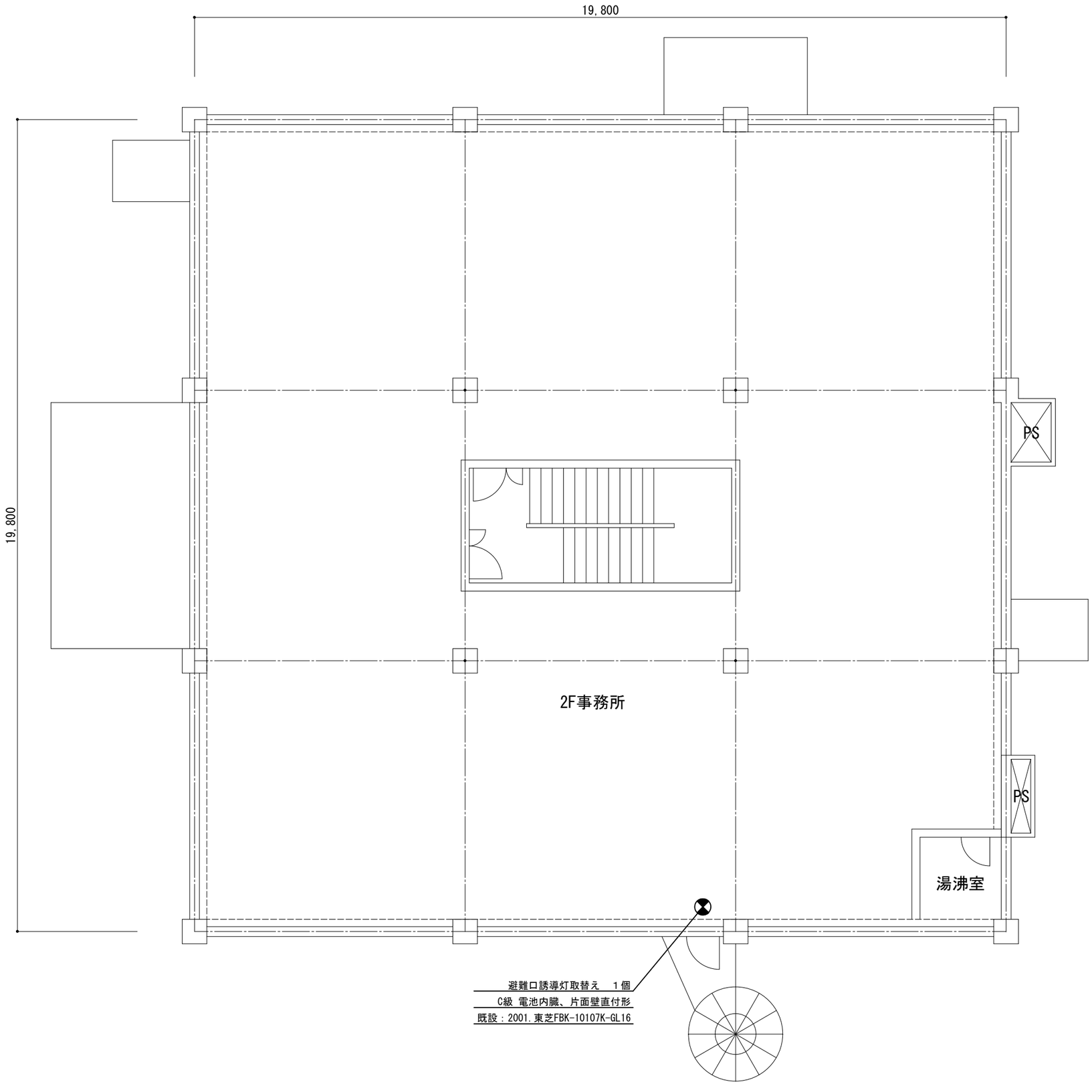

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	霞２７事務所　２Ｆ平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/100	図面番号	１７/１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		

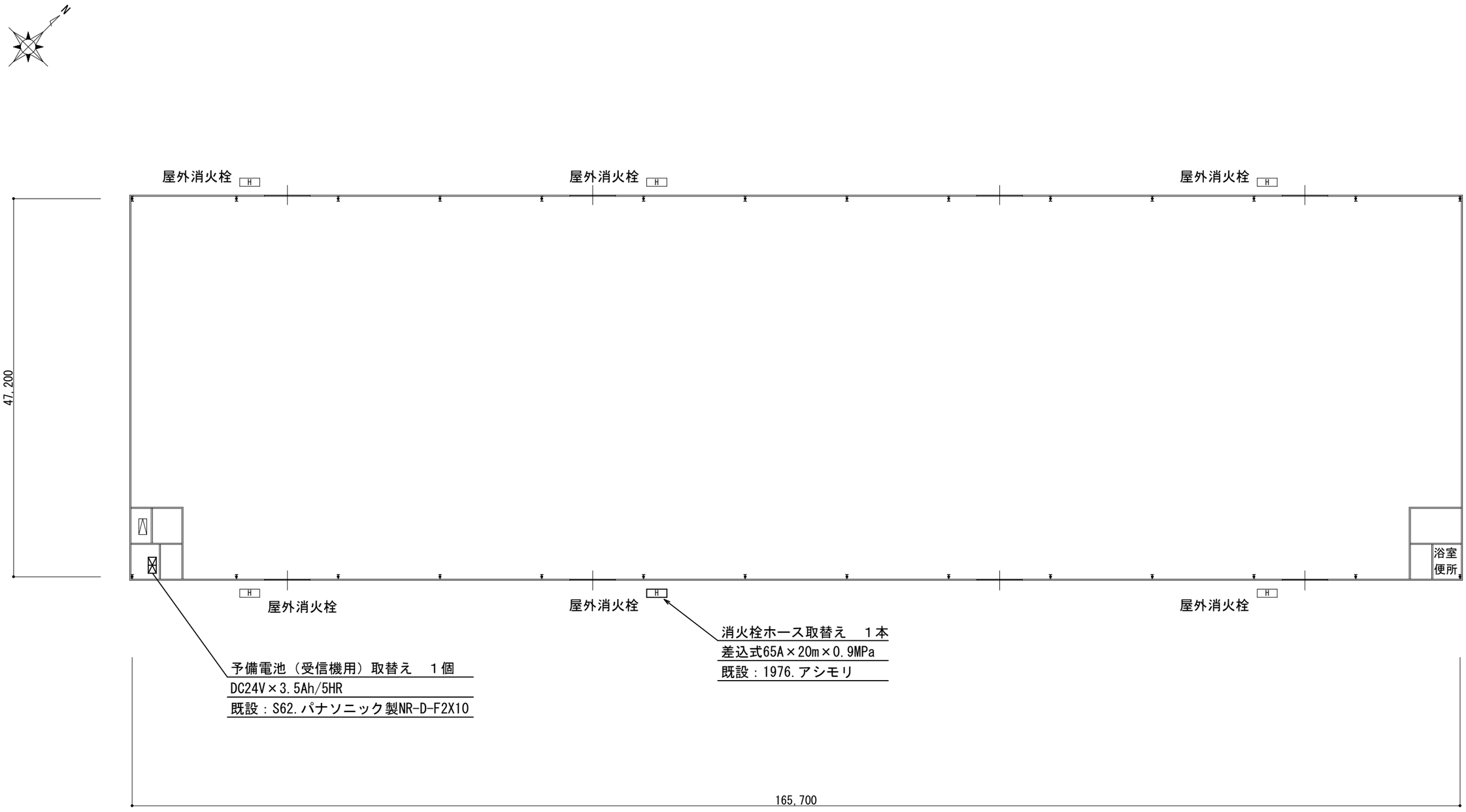

工事名	平成２４年度　上屋消防設備等補修工事		
図面名	Ｋ１上屋　平面図		
作成年月日	平成２４年１１月		
縮尺	1/500	図面番号	１８/１８
会社名			
事業者名	四日市港管理組合		